

○日の出町議会政務活動費の交付に関する規則

平成24年 9 月22日

議会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、日の出町議会政務活動費の交付に関する条例（平成24年日の出町条例第27号。以下「条例」という。）に基づく政務活動費の交付その他必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第 2 条 条例第 5 条第 1 項の規定により、会派を結成し、会派に係る政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、会派結成届（様式第 1 号）を議長に提出しなければならない。

2 条例第 5 条第 1 項の規定により、会派結成届の内容に異動が生じたときは、会派異動届（様式第 2 号）を議長に提出しなければならない。

3 条例第 5 条第 2 項の規定により、会派を解散したときは、当該会派の代表者であった者は、会派解散届（様式第 3 号）を議長に提出しなければならない。

(会派の通知)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定により、会派結成届のあった会派について、議長は、政務活動費の交付を受けようとする会派について（様式第 4 号）により、毎年度 4 月30日までに町長に通知しなければならない。

2 条例第 6 条第 2 項の規定により、年度途中において、会派結成届、会派異動届又は会派解散届が提出されたとき、議長は、政務活動費の交付を受けようとする会派について（様式第 4 号）により、速やかに町長に通知しなければならない。

(交付申請等)

第 4 条 条例第 7 条第 1 項の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は政務活動費交付申請書（様式第 5 号）により、議長を経由し

て町長に申請しなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により、申請事項に異動が生じたときは、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は政務活動費変更交付申請書（様式第6号）により、議長を経由して町長に申請しなければならない。

（交付決定）

第5条 町長は、前条の規定による交付申請を、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者から受けたときは、政務活動費交付決定通知書（様式第7号）により、政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者に通知するものとする。

（交付請求）

第6条 前条の規定による通知を受けた会派の代表者は、政務活動費請求書（様式第8号）により、政務活動費の交付を町長に請求するものとする。

（収支報告書）

第7条 条例第11条の規定による収支報告書の提出は、会派の代表者は、政務活動費収支報告書（様式第9号）により行うものとする。

（収支報告書の写しの送付）

第8条 議長は、条例第11条第1項及び第2項の規定により提出された収支報告書の写しを、政務活動費収支報告書（写）（様式第10号）により、町長に送付するものとする。

（証拠書類等の整理保管）

第9条 会派の政務活動費経費責任者は、政務活動費の支出について、会計帳簿を調製しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務活動費の収支報告書の提出期間の末日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

（収支報告書の閲覧）

第10条 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して30日を経過した日の翌日からす

ることができる。

- 2 条例第14条第2項の規定による収支報告書の閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書の政令で定める日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(日の出町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則の廃止)

- 2 日の出町議会政務調査費の交付に関する条例施行規則（平成13年日の出町規則第7号）は、廃止する。

様式第1号（第2条関係）

年 月 日

日の出町議会議長

様

会派名

代表者

㊟

会 派 結 成 届

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、
下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務活動費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 議員所属氏名 別紙名簿のとおり

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

日の出町議会議長

様

会派名

代表者

㊟

会 派 異 動 届

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会 派 の 名 称		
代 表 者 の 氏 名		
政務活動費経理責任者の氏名		
所 属 議 員 数	人	人
異動のあった所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

様式第3号（第2条関係）

年 月 日

日の出町議会議長

様

会派名

代表者

㊟

会 派 解 散 届

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散した会派の名称
- 2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）

年 月 日

日の出町長

様

日の出町議会議長

氏 名

㊟

政務活動費の交付を受けようとする会派について

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項（第2項）の規定により、政務活動費の交付を受けようとする会派について、下記のとおり通知します。

記

（1）会派について

別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

日の出町長

様

会派名

代表者

㊟

〇〇年度政務活動費交付申請書

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、下記のとおり申請いたします。

記

1 金 円

但し、 年度分（所属議員数 名）
（ 年 月分～ 年 月分）

別紙議員名簿のとおり。

様式第6号（第4条関係）

年 月 日

日の出町長

様

会派名

代表者

㊟

〇〇年度政務活動費変更交付申請書

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第7条第2項の規定により、下記のとおり変更申請いたします。

記

変更内容

様式第7号（第5条関係）

年 月 日

会派名

代表者

様

日の出町長

印

〇〇年度政務活動費交付決定通知書

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第8条の規定により、下記のとおり政務活動費（の変更）を交付決定したので通知します。

記

1 金 円

但し、 年度分（ 年 月分～ 年 月分）

様式第8号（第6条関係）

年 月 日

日の出町長

様

会派名

代表者

㊟

〇〇年度政務活動費請求書

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第9条第1項の規定により、下記のとおり政務活動費を請求いたします。

記

1 金 円

但し、 年度分（所属議員数 名）

（ 年 月分～ 年 月分）

2 所属議員氏名 別紙議員名簿のとおり

様式第9号（第7条関係）

年 月 日

日の出町議会議長

様

会派名

代表者

㊟

〇〇年度政務活動費に係る収支報告について

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第11条第1項（第2項）に基づき、別紙のとおり 〇〇年度政務活動費収支報告書を提出します。

様式第9号 (別紙)

〇〇年度政務活動費収支報告書

会派名

1 収 入

政務活動費 _____ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研修費		
広報・広聴費		
要請陳情等活動費		
〇〇〇費		
合 計		

3 残 余

_____ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

日の出町長

様

日の出町議会議長

氏 名

㊟

政務活動費収支報告書（写）の送付について

日の出町議会政務活動費の交付に関する条例第11条第3項の規定により、
〇〇年度政務活動費収支報告書の写しを別添のとおり送付します。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第2条関係)

様式第4号 (第3条関係)

様式第5号 (第4条関係)

様式第6号 (第4条関係)

様式第7号 (第5条関係)

様式第8号 (第6条関係)

様式第9号 (第7条関係)

様式第10号 (第8条関係)